

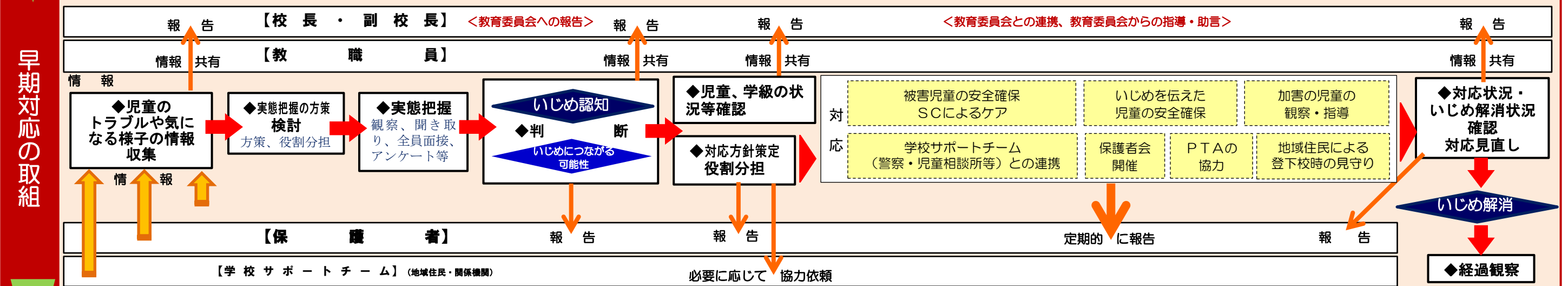
令和8年度 江東区立第四大島小学校 いじめ防止に関する年間計画

※ 資料中の「委員会」は「学校いじめ対策委員会」を、「SC」は「スクールカウンセラー」を、「SSW」は「スクールソーシャルワーカー」を示す。
 ※ [] : 学校として行う取組 [] : 学校全体で取り組む学習活動
 [] : いじめの事実ごとに、実態に応じて行う取組 [] : 代表委員会としての取組

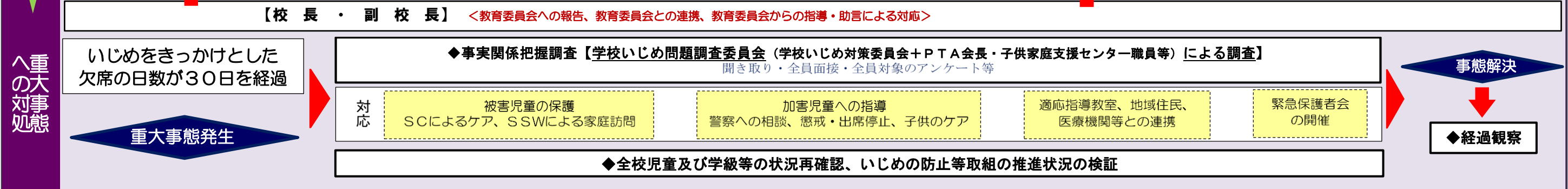
こどもが安心して生活できる学級・学校づくり ○魅力ある授業の実施 ○学級経営・生活指導の充実 ○自己肯定感・自尊感情の育成 ○教職員と児童・生徒の信頼関係の構築 等											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
◆教育相談体制の整備(面談等) ◆定例会議実施 ◆児童・生徒のトラブル等に関する情報収集・共有 ◆取組の進捗状況確認 若手の教職員等への指導											
校内研修① いじめに関する 共通理解	きょうだい班 異学年のよいと ころ見つける。	◆実態把握 児童実態調査①	校内研修② いじめ未然防止	HPで取り組み周知	◆保護者会 現状課題周知	代表委員の取組 標語・ポスター 作り	◆実態把握 児童実態調査②	個人面談① 12月中	◆実態把握 児童実態調査③	次学年に向けて 学年集会	
◆保護者会 いじめ防止に関する 取組周知	学校いじめ対策 委員会定例会議①	道徳 いじめに 関する授業①	学活(2) いじめ に関する授業① DVDを用いる		あいさつマイス ター②4年生	学活 いじめに 関する授業② 学級の標語を受け て、自分の標語を 作る。	音楽会 ②音楽的活動を を通して、自分 や友達のよさを 見つける。	全校集会 四大小のよいと ころを見付け、友達 と協力して学校を 大切にしていこう とする。	学活 いじめに 関する授業③ 1年間の生活を振り返り、今後の生活の仕 方について話し合う。	道徳授業地区 公開講座	
	運動会 よいところ見付け練習 や本番を通して、 自分や友達のよさを 見つける。	学校運営協議会① 取組周知	あいさつマイス ター①5・6年		生活指導研修会	学校運営協議会② 中間報告	全校遠足	全校集会	あいさつマイス ター④1年生	生活指導全体会②	
		◆全員面接5年 6・7月			校内研修③ いじめの対応	あいさつマイス ター③2・3年	学校いじめ対策 委員会定例会議②	よいところ見付け スター発掘集会		学校運営協議会③ 結果周知	
										学校いじめ対策 委員会定例会議③ 計画・実施・連携推進	
「あいさつ」「言葉づかい」に重点を置いて人権意識を高め思いやりの心を育む ◇学級、学年、学校全体で互いを認め合う場面を意図的に設定する。◇話し合い活動を計画的に行い、一人一人の意見を大切にす。◇行事や集会等の感想を伝え合 い、視覚化することで、よさやがんばりを共有する。◇学級活動において「いじめ」についての話し合いをし、あいさつや言葉づかいの大切さについて考えさせる。◇児童の主体性を重視した集会、委員会、クラブ活動、学級活動を実施する。											

未然防止・早期発見の取組

4月から3月まで年間を通じて、事例ごとに迅速に対応



教育委員会に発生報告 → 区長に発生報告 → 教育委員会に調査結果報告 → 区長に調査結果報告 ※ 区長が必要と認めた場合の再調査、議会への再調査結果報告



※ 「いじめ防止対策推進法」第28条では、重大事態を「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」及び「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と定めている。また、「いじめの防止のための基本的な方針（文部科学省）」では、前掲の「相当の期間」について、「年間30日を目安とする」と補足している。これらを踏まえ、本資料では、いじめをきっかけとした欠席の日数が30日を経過した時点で、重大事態の発生と認めた場合の対応事例を示した。